

京都市上下水道局告示第10号

京都市指定下水道工事業者規程第2条の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1号の規定に基づき告示します。

令和4年5月20日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 指定下水道工事業者

(1) 京都市右京区西院清水町154-4

株式会社 テクノ北山

代表取締役 北山 智貴

(2) 綴喜郡井出町大字井出小字宮ノ本28番地3

K p l a n

大西 賀代

(3) 宇治市広野町小根尾98番地の9

株式会社 松井設備工業

代表取締役 松井 康治

2 指定期間

令和4年5月20日から令和9年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)